諸手当認定マニュアル

（通勤手当編）

臨時的任用職員・会計年度任用職員　用

手当の請求は速やかに！

～事実発生日から 15 日以内の届出を～

四万十町事務職員部会

○通勤手当って何？いくらもらえるの？

通勤手当とは、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道２㎞以上の交通機関等利用者及び自動車等の使用者に支給される手当です。臨時教職員も正職員に準じて支給されますが、採用日（事実発生日）が月の初日でなければ、手当の支給は翌月からになります。

人事異動発令日から１週間を赴任期間とし、その間に転居を行い、転居後の勤務開始日から通勤手当の支給要件を具備するときは、人事異動発令日を事実発生日として取り扱います。(H31.4～)

☆交通用具利用の場合

片道距離	支給月額	片道距離	支給月額	片道距離	支給月額
2km 以上～ 5km 未満	3,300 円	20km 以上～25m 未満	13,500 円	45km 以上～50km 未満	27,200 円
5km 以上～ 6km 未満	4,300 円	25km 以上～30km 未満	16,300 円	50km 以上～55km 未満	29,600 円
6km 以上～10km 未満	5,600 円	30km 以上～35km 未満	19,200 円	55km 以上～60km 未満	32,000 円
10km 以上～15km 未満	8,000 円	35km 以上～40km 未満	22,000 円	60km 以上～65km 未満	34,400 円
15km 以上～20km 未満	10,700 円	40km 以上～45km 未満	24,800 円	65km 以上	36,800 円

○高速道路を利用したら？

高速道路利用者で支給要件に該当する場合は加算額があります。支給要件とは、高速道路を利用しない場合の通勤時間が概ね８０分以上又は通勤距離が４０ｋｍ以上であり、高速道路を利用することで３０分以上の短縮効果がある場合です。なお、高速道路を２０ｋｍ以上利用する場合及び「南国 IC～伊野 IC 間」又は「高知 IC～土佐 IC 間」を利用する場合は、３０分の短縮効果があったとみなします。

- 通勤に要する通行料金の 1/2 相当額（20,000 円限度）を支給。
- ETC 利用者の通勤料金は、20/21 の割引率を適用して算出。
- 交通事情により片道のみ利用の場合も加算対象。限度額は往復利用の１/2。（10,000 円限度）
- ETC 平日朝夕割引の利用が常例の職員は、割引後の額により認定額を算出。

○届け出はどうやって？

電子地図（グーグルマップやマップファン等経路検索ができ、距離が測定できるWeb ページで可）を使用して通常利用する通勤経路の距離（100m単位まで必要）を測定します。最短経路でなくて構いません。高速道路を利用した通勤経路を届け出る場合は、高速道路を利用しない場合の最短の通勤経路も測定します。通勤経路図（経路と距離が分かる地図）と自宅周辺詳細地図（自宅または駐車場から主要道路までの通常利用する通勤経路が分かる地図）を印刷し、添付します。自宅（敷地を出たところ）から学校の門（門が複数ある場合は、各校で定められた測定のポイントとなる門）までの距離を限度に、自宅から駐車場までの最短距離で認定されます。

提出書類

転居等で手当を受けられなくなったり、道路状況等によって長期間経路が変更になった場合も届出が必要です！

◇通勤届　１部

◇通勤経路図　１部

◇自宅周辺詳細地図　１部

◇チェックシート　１部　各項目をチェックし、誤りや抜かりがないよう確認してください。

通勤距離測定方法（申請者用）

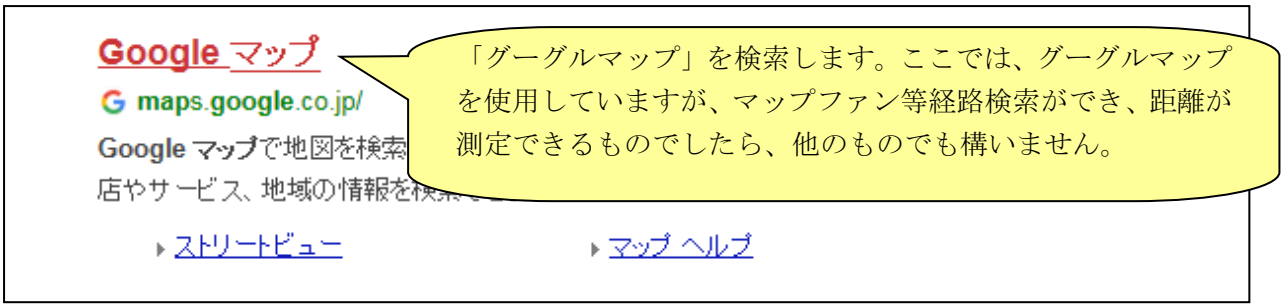

【出発地の設定】

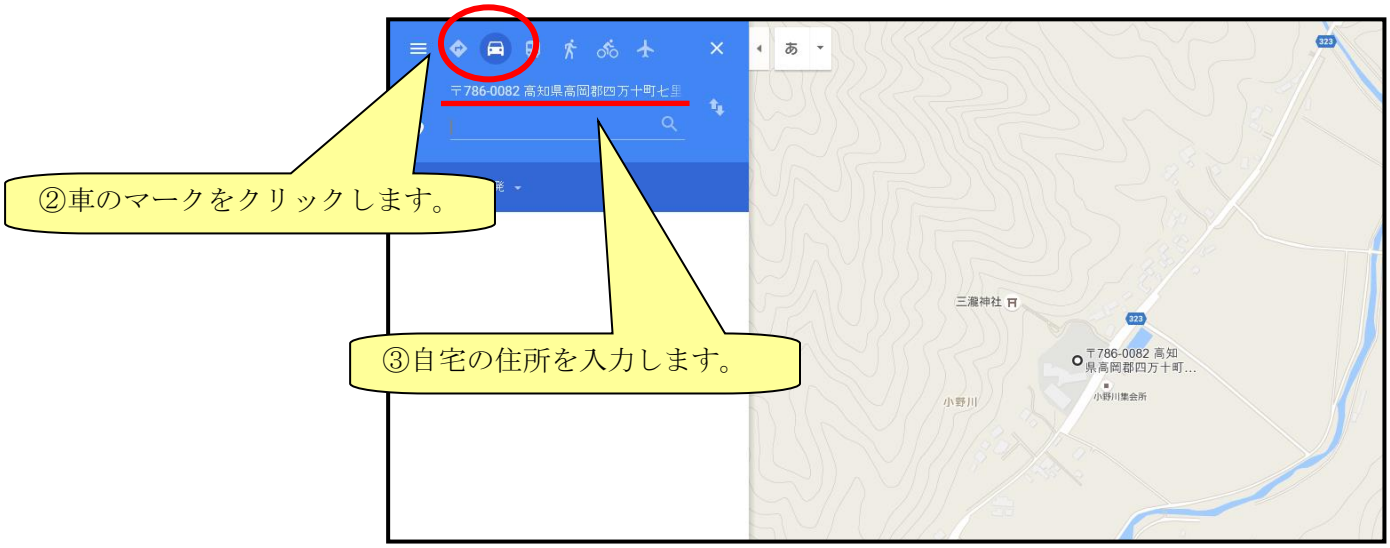

【目的地の設定　・ルート検索】

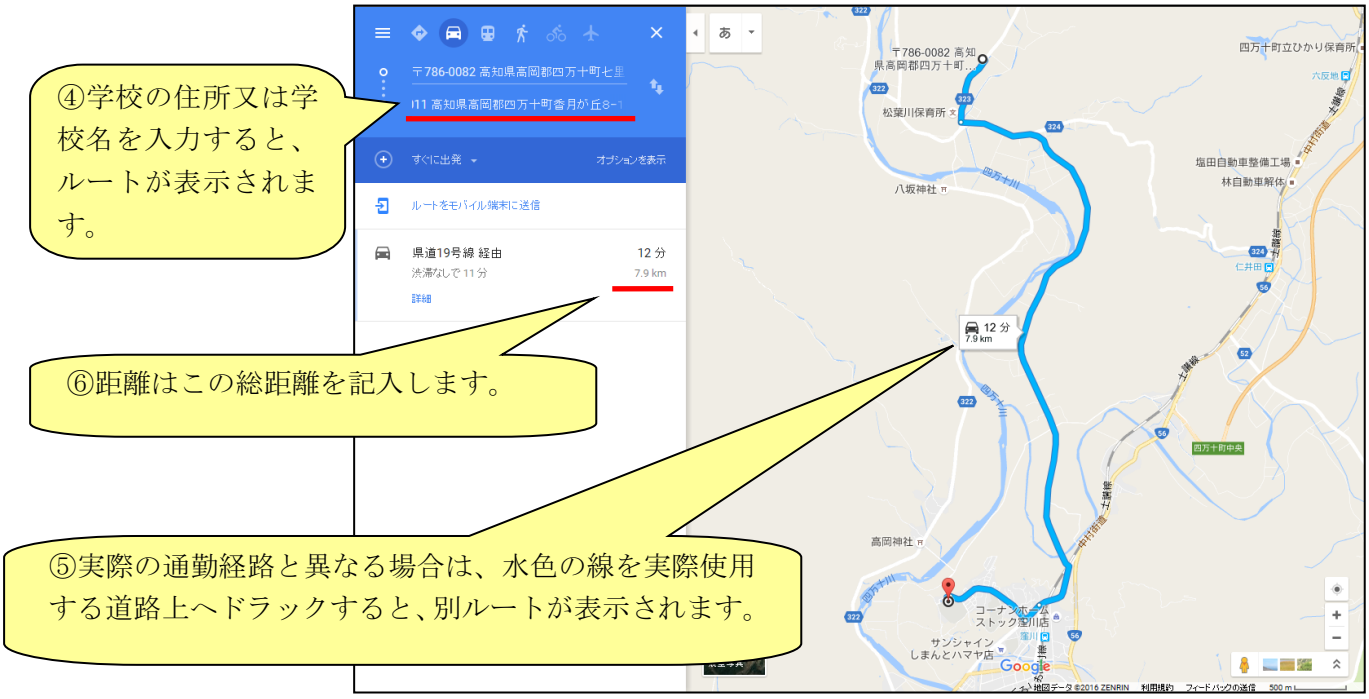

【距離の確認・印刷】

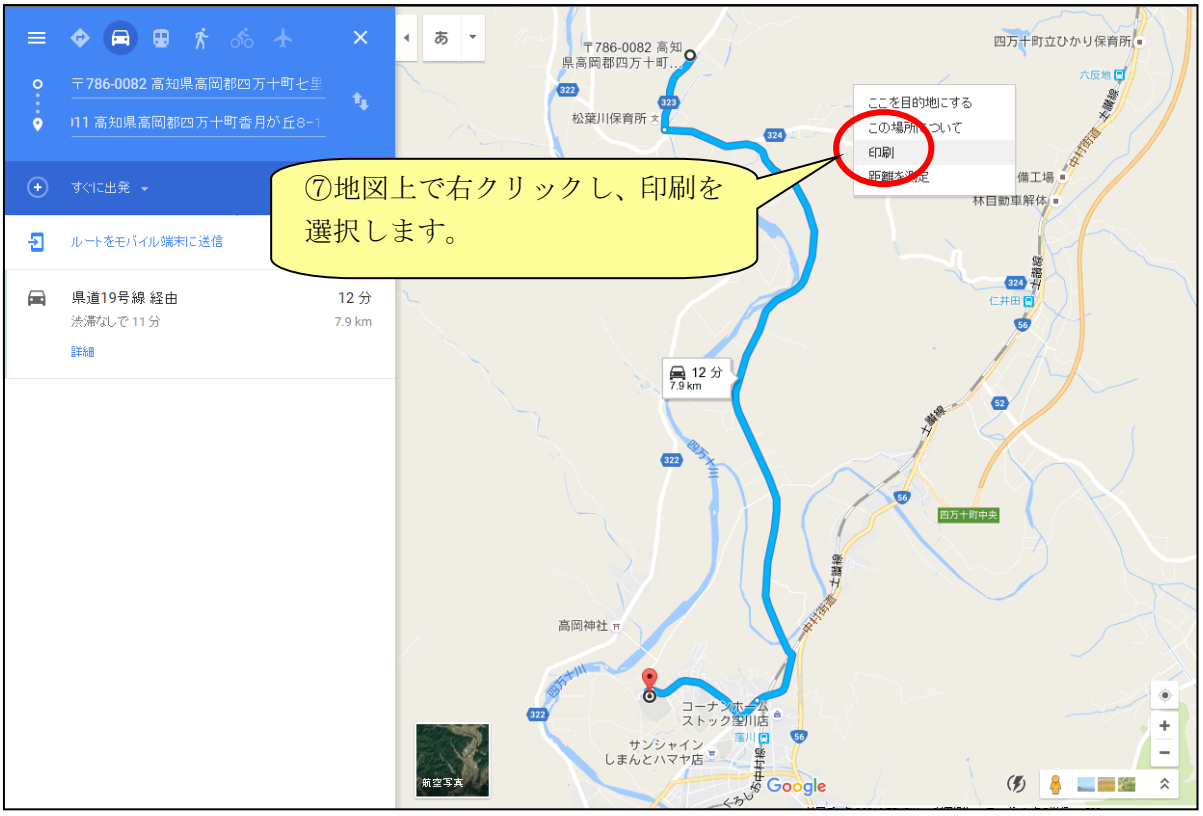

印刷した際、通勤経路がわかりにくかったり、
一方通行等がある場合は、その旨追記してください。
（詳しくは、学校事務担当者にお聞きください）

別記
第1号様式 （第3条様式）

（記入例：異動・自家用車の場合）【電子地図利用】

通　勤　届

四万十町立●●小学校長　様		勤務公署	四万十町立●●小学校
		所 在 地	高岡郡四万十町●●123番地
住　居	高岡郡四万十町●●●456番地	●●●●●● 氏 名	●　●　●　● 印

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の
（喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記

届出の理由 （該当する
□1 新規 （□
□2 住居の
□3 通勤
□4 運賃
□5 その

□支給要件
通勤経路及び

の区間がある
欄の□にレ印を付ける。）

●● 年 4 月 1 日
●● 年 4 月 4 日
年 月 日

職員が所属長に提出する日

辞令発令時には、「１の新規」に☑を入れる

４／１付辞令発令に伴う届出の事実発生年月日は、週休日であっても４／１。赴任期間内に転居した場合は、通勤の事実が発生した年月日（転居日またはその翌日）を記入し、認定の際に「事事実発生日とみなす日」を事務担当者が余白に記入
※下記記入例参照

順路	通勤方法の別	区　間	距　離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備　考
1□	自家用車	住　居　から（　経由）　学　校　まで	7・9 km	14 分		円	
2□			・ km	分		円	
3□							
4□							
5□			・ km	分		円	

電子地図で測定した片道の距離

実際の所要時間

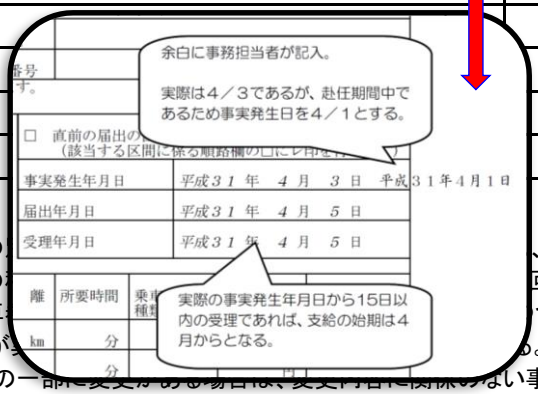

総通勤距離	7・9 km
総所要時間	14 分

記入上の注意

1 「通勤方法の　　、鉄道等の別を記入する。
2 「乗車券等の　　回数券等の別を記入する。
3 「左欄の乗車　　づりの回数券の額等乗車券に応ずる額を記入する。
4 往路と帰路が　　。
5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。
7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員 （※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区　間	距　離	所要時間	備　考
1		住居　から（　経由）　まで	・ km	分	
2		から（　経由）　まで	・ km	分	
3		から（　経由）　まで	・ km	分	
4		から（　経由）　まで	・ km	分	
5		から（　経由）　まで	・ km	分	

記入上の注意
「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。

総通勤距離	・ km
総所要時間	分

通勤経路の略図 （朱線で経路を示す。）

電子地図使用

地図ソフトから出力できる
地図を別添する
実際の通勤経路を赤線で表示

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の横線で記入すること。

通勤経路図

●●小学校　　●●　●●

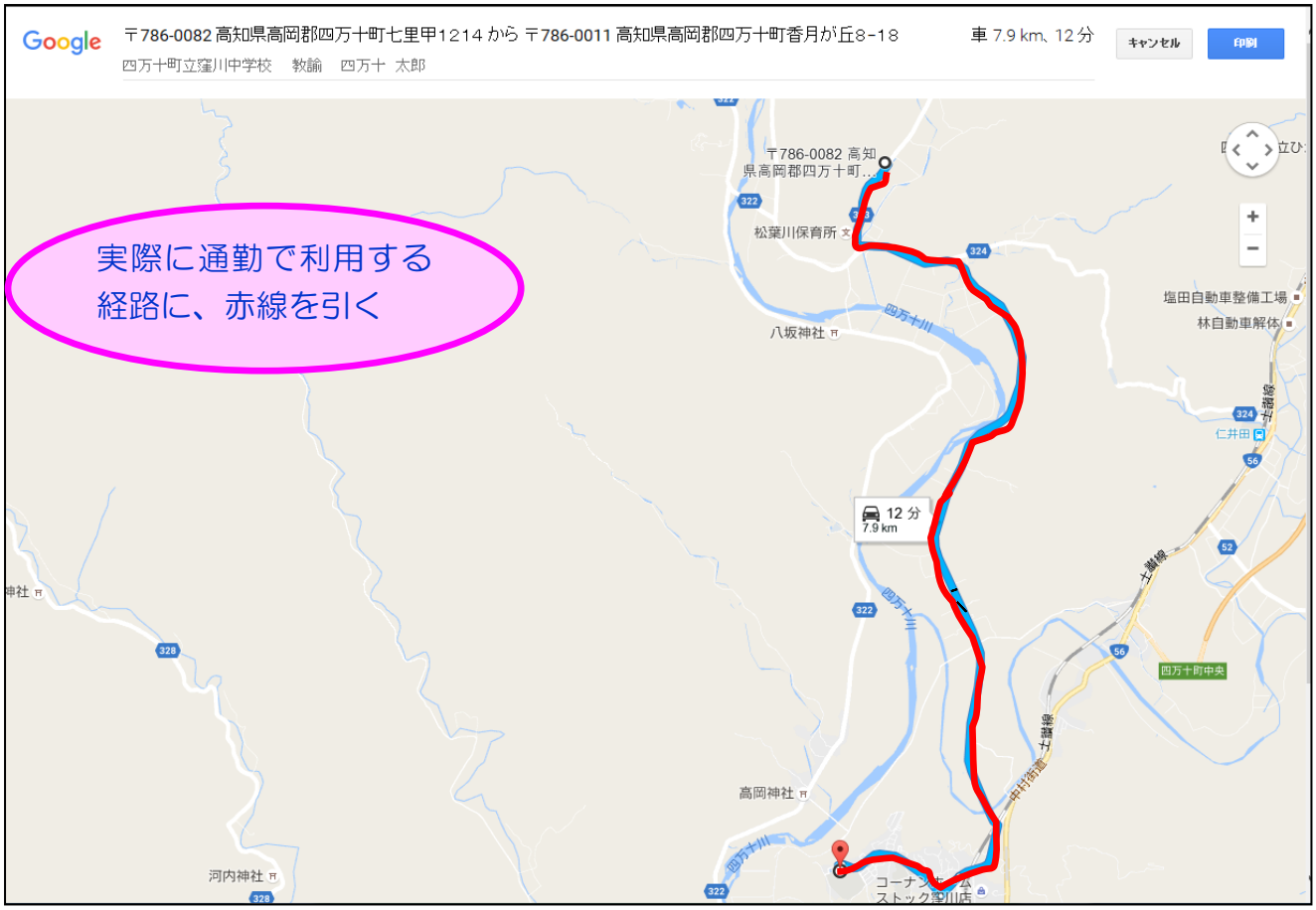

自宅周辺詳細地図

通勤経路図と自宅周辺詳細地図は別葉でも構わない

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ａ：決裁用≫

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等				平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回	

普通交通関等利用者 順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計　円				

認定権者が電子地図で測定した距離（最短経路）

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　７・９　km）		5,600 円	5,600　円	○○ 年４ 月から 年　月まで　1　箇月
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額	
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　　箇月］		円	年　月から 年　月まで　箇月

特別急行列車等利用者 順路	算出の基礎となる特別急行列車等：特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計　円				
１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき				20,000円 ×［　　箇月］				円	年　月から 年　月まで	箇月	

決定事項					
通勤手当の条項第１項　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 □第１号　☑第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 □第３項	取扱者	校長	教頭	係
		認印	印	印	印

第１号：交通機関利用

第２号：交通用具利用

第３号：交通機関・交通用具併用

手書きで記入する

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　職・氏名　　印

第２号様式（第４条関係）

記入例　≪決定書Ｂ：本人交付用≫

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等				平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回	

普通交通関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				

認定権者が電子地図で測定した距離（最短経路）

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　７・９　km）		5,600 円	5,600　円	○○ 年４ 月から 年　月まで　1　箇月
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額	
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　　箇月］		円	年　月から 年　月まで　箇月

特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等：特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				
１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円 ×［　　箇月］				円	年　月から 年　月まで	箇月	

決定事項

通勤手当の条項第１項　　該当・非該当
☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条）
□　非該当
理由

第１号：交通機関利用
第２号：交通用具利用
第３号：交通機関・交通用具併用

手当額の決定
通勤手当の条項第２項
□第１号　☑第２号　□第３号
□地域手当の支給される地域
□育児短時間勤務職員等
（平均１箇月当たりの通勤所要回数
□規則第６条の３
□第１号　□第２号　□第３号
通勤手当の条項
□第３項

	校　長	教　頭			係
取扱者					
認　印					

手書きで記入する

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　　職・氏名　四万十町立●●小学校長　◇◇　◇◇　印

別記
第1号様式 （第3条様式）

（記入例：自家用車で高速道路利用(無料区間含む)の場合 【電子地図利用】

通　勤　届

四万十町立●●●小学校長　様		勤務公署	四万十町立●●●小学校			
		所 在 地	高岡郡四万十町北琴平町●●番地			
住　居	土佐市高岡町●●●番地	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　●　●	印

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。
（喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。）

届出の理由 （該当するものの□にレ印を付ける。）
☑1 新規 （□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
□2 住居の変更
□3 通勤経路又は方法の変更
□4 運賃等の負担額の変更
□5 その他 （　　）

□ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。）

事実発生年月日	令和●● 年 4 月 1 日
届出年月日	令和●● 年 4 月 7 日
受理年月日	年　月　日

□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）

通勤経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1□	自家用車	住 居 から（土佐IC～四万十町中央IC 経由） 学校 まで	46・7 km	46 分		円	
2□	々	土佐IC から（ 経由）四万十町中央IC まで	41・7 km	35 分	平日朝夕割引	250 円	軽自動車
3□		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
4□						円	
5						円	
計						通勤距離	46・7 km
						所要時間	46 分

支給要件に該当するかどうか判断をするために、上記の様な記入をしてください

【公表数値】
高知～須崎東　34．2km　南国～須崎東　41．8km　大豊～須崎東　62．8km
伊野～須崎東　23．9km　土佐～須崎東　14．8km　須崎東～須崎西　5．1km
須崎西～中土佐　7．0km　中土佐　～四万十町東　8．5km
四万十町東～ 四万十町中央　6．3km

5　通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
6　通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。
7　一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員 （※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1	自家用車	住居 から（須崎西IC～四万十町中央IC 経由） 学校 まで	47・5 km	57 分	
2		から（ 経由） まで	・ km	分	
3		から（ 経由） まで	・ km	分	
4		から（ 経由） まで	・ km	分	
5		から（ 経由） まで	・ km	分	

記入上の注意
「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。

総通勤距離	47・5 km
総所要時間	57 分

通勤経路の略図 （朱線で経路を示す。）

地図ソフトから出力できる地図を別添する
実際の通勤経路を赤線、高速道路を利用しない場合の最短の通勤経路を青線で表示

電子地図使用

注　特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

通勤経路図

●●小学校　　●●　●●

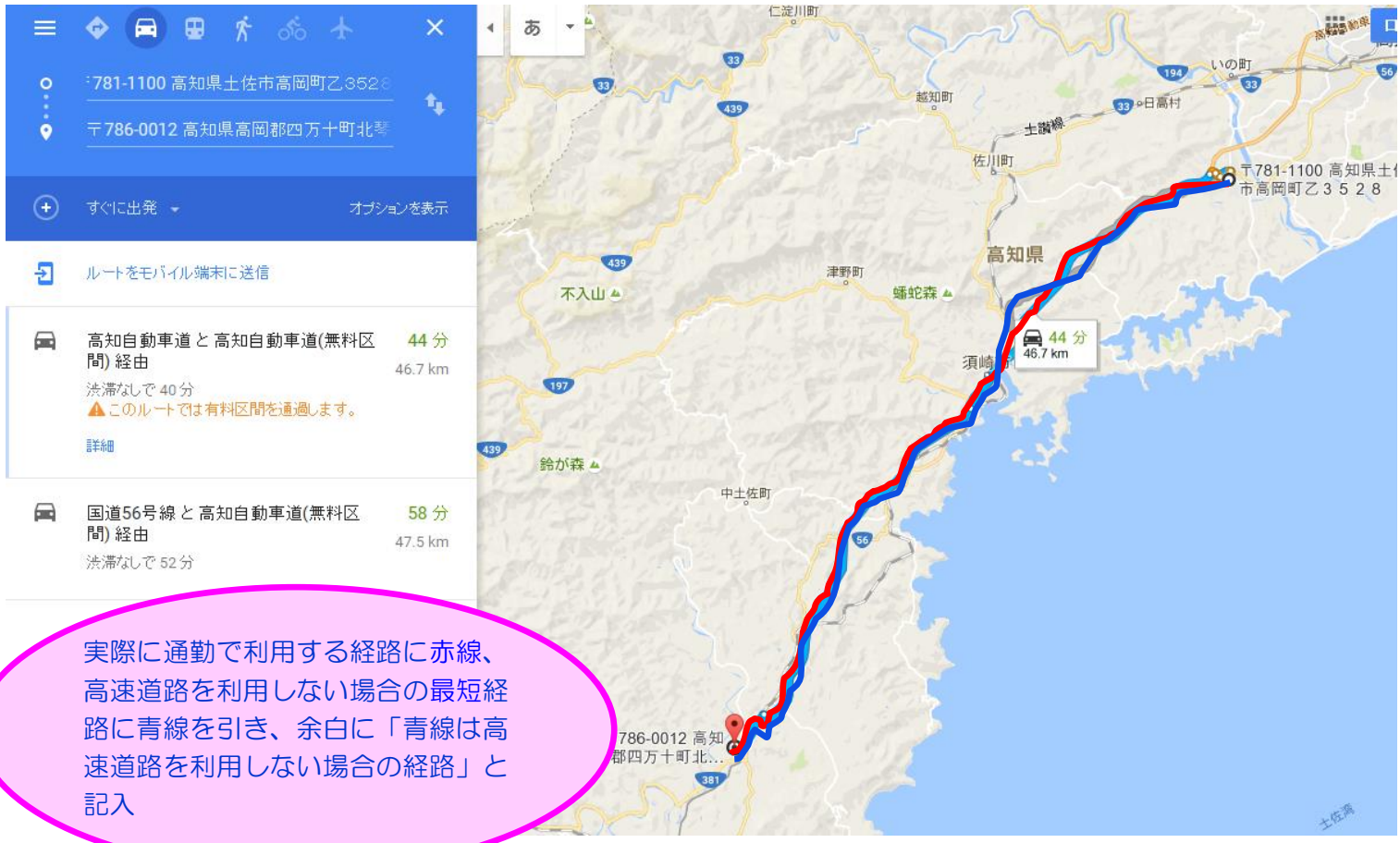

実際に通勤で利用する経路に赤線、高速道路を利用しない場合の最短経路に青線を引き、余白に「青線は高速道路を利用しない場合の経路」と記入

青線は高速道路を利用しない場合の経路

自宅周辺詳細地図

自宅又は駐車場から主要道路までの実際に通勤で利用する経路に赤線を引く

通勤経路図と自宅周辺詳細地図は別葉でも構わない

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ａ：決裁用≫

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等				平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回	

普通交通関等利用者 順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計　円				

認定権者が電子地図で測定した距離（最短経路）

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　４６・７　km）	27,200 円	27,200　円	○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号 ／ １箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額		
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき ／ 56,200円 ×［　　箇月］		円	年　月から 年　月まで	箇月

特別急行列車等利用者 順路	算出の基礎となる特別急行列車等：特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1	高速自動車国道	土佐ＩＣから四万十町中央ＩＣまで	その他	250円×2×21日×20/21×1/2＝5,000円	5,000 円	円（　箇月）	5,000　円	5,000　円	○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月	平日朝夕割引
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計5,000　円				

「平日朝夕割引による片道料金」×2（往復）×21日×20/21（割引率）×1/2

１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき	20,000円 ×［　　箇月］	円	年　月から 年　月まで	箇月

決定事項	
通勤手当の条項第１項　　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 □第１号　☑第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 ☑第３項

高速自動車国道等の利用による特別料金等の加算

手書きで記入する

	校　長	教　頭			係
取扱者	印	印			印
認　印					

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　　職・氏名　　印

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ｂ：本人交付用≫

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●

□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等　　平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回

普通交通関等利用者 順路	算出の基礎となる普通交通機関等 普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額 回数券その他	定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計　円				

認定権者が電子地図で測定した距離（最短経路）

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　４６・７　km）	27,200 円	27,200　円	○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額	
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　　箇月］		円	年　月から 年　月まで　箇月

特別急行列車等利用者 順路	算出の基礎となる特別急行列車等 特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額 回数券その他	定期券	１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1	高速自動車国道	土佐ＩＣから四万十町中央ＩＣまで	その他	250円×2×21日×20/21×1/2＝5,000円	5,000 円	円（　箇月）	5,000　円	5,000　円	○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月	平日朝夕割引
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計5,000　円				

「平日朝夕割引による片道料金」×2（往復）×21日×20/21（割引率）×1/2

１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき	20,000円 ×［　　箇月］	円	年　月から 年　月まで	箇月

決定事項

通勤手当の条項第１項　　該当・非該当
☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条）
□　非該当
理由

手当額の決定
通勤手当の条項第２項
□第１号　☑第２号　□第３号
□地域手当の支給される地域
□育児短時間勤務職員等
（平均１箇月当たりの通勤所要回数
□規則第６条の３
□第１号　□第２号　□第３号
通勤手当の条項
☑第３項

高速自動車国道等の利用による特別料金等の加算

	校　長	教　頭			係
取扱者					
認　印					

手書きで記入する

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　　職・氏名　四万十町立●●小学校長　◇◇　◇◇　印

別記
第１号様式 （第3条様式）

（記入例：自家用車で高速道路（無料区間のみ）利用の場合）

通　　勤　　届

四万十町立●●●小学校長　　様		勤務公署	四万十町立●●●小学校		
		所 在 地	高岡郡四万十町●●12番地		
住　居	中土佐町●●●100番地	職員番号	●●●●●●	氏 名	● ● ● ● 印

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。
（喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。）

届出の理由 （該当するものの□にレ印を付ける。）
☑1 新規 （□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
□2 住居の変更
□3 通勤経路又は方法の変更
□4 運賃等の負担額の変更
□5 その他 （　　）

□ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。）

事実発生年月日	令和●● 年 4 月 1 日
届出年月日	令和●● 年 4 月 7 日
受理年月日	年 月 日

□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）
通勤経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区　　間	距　離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備　考
1□	自家用車	住 居 から（中土佐IC～四万十町中央 IC 経由） 学校 まで	23.8 km	25 分		円	
2□		から（　　経由） まで	km	分		円	
4□		から（　　経由） まで	・ km	分		円	
						円	

【参考数値】
中土佐 IC ～ 四万十町東IC　8．5 km　中土佐IC ～ 四万十町中央IC　14．8 Km

総通勤距離	23.8 km
総所要時間	25 分

2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券等の別を記入する。
3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづりの回数券の額等乗車券に応ずる額を記入する。
4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。
7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員 （※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区　　間	距　離	所要時間	備　　考
1		住居 から（　　経由） まで	・ km	分	
2		から（　　経由） まで	・ km	分	
3		から（　　経由） まで	・ km	分	
4		から（　　経由） まで	・ km	分	
5		から（　　経由） まで	・ km	分	

記入上の注意
「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。

総通勤距離	・ km
総所要時間	分

通勤経路の略図 （朱線で経路を示す。）

電子地図使用

地図ソフトから出力できる
地図を別添する
実際の通勤経路を赤線で表示

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ａ：決済用≫

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●

□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等　　平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回

普通交通関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間			回数券その他	定期券					
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額） （自動車等の使用距離　22・9　km）	13,500 円	13,500　円	R○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額　計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額

１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　箇月］	円	年　月から 年　月まで	箇月

特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額		１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間			回数券その他	定期券					
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				

１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき	20,000円 ×［　箇月］	円	年　月から 年　月まで	箇月

決定事項		
通勤手当の条項第１項　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 □第１号　☑第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 □第３項	手書きで記入する

	校　長	教　頭			係
取扱者 認　印	印	印			印

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　職・氏名　　印

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ｂ：本人交付用≫

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●

□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等　　平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回

普通交通関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間			回数券その他	定期券					
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額） （自動車等の使用距離　22・9　km）	13,500 円	13,500　円	R○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月	

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額

１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　箇月］	円	年　月から 年　月まで	箇月	

特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額		１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間			回数券その他	定期券					
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				

１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき	20,000円 ×［　箇月］	円	年　月から 年　月まで	箇月	

決定事項		
通勤手当の条項第１項　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 □第１号　☑第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 □第３項	通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。 令和○○年○○月○○日　職・氏名　四万十町立●●小学校長　◇◇　◇◇　印

	校　長	教　頭			係
取扱者 認　印					

手書きで記入する

別記
第1号様式 （第3条様式）

（記入例：鉄道利用の場合）

通　勤　届

四万十町立●●●小学校長　様		勤務公署	四万十町立●●●小学校		
		所 在 地	高岡郡四万十町●●●●90番地		
住　居	須崎市●●●67番地	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　●　●　印

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。
（喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。）

届出の理由 （該当するものの□にレ印を付ける。）
☑1 新規 （□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
□2 住居の変更
□3 通勤経路又は方法の変更
□4 運賃等の負担額の変更
□5 その他 （　　）

□ 直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。）

事実発生年月日	令和●● 年 4 月 1 日
届出年月日	令和●● 年 4 月 10 日
受理年月日	年 月 日

□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）

通勤経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1□	徒 歩	住 居 から（ 経由） ●●駅 まで	0・2 km	3 分		円	
2□	鉄 道	●●駅 から（ 経由） ○○駅 まで	32・6 km	58 分	定期券（6箇月）	94,700 円	JR土讃線
3□	徒 歩	○○駅 から（ 経由） 学 校 まで	0・5 km	5 分		円	
4□		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
5□		から（ 経由） まで	・ km	分		円	

総通勤距離	33・3 km
総所要時間	66 分

記入上の注意

1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。
2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづり回数券等の別を記入する。
3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（○箇月）の価額、11枚つづりの回数券の額等乗車券に応ずる額を記入する。
4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。
7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員 （※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1		住居 から（ 経由） まで	・ km	分	
2		から（ 経由） まで	・ km	分	
3		から（ 経由） まで	・ km	分	
4		から（ 経由） まで	・ km	分	
5		から（ 経由） まで	・ km	分	

総通勤距離	・ km
総所要時間	分

記入上の注意
「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。

通勤経路の略図 （朱線で経路を示す。）

電子地図使用

地図ソフトから出力できる地図を別添する
（鉄道利用の区間、徒歩の区間等方法別の距離が表示されたもの）
実際の通勤経路を赤線で表示

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の横線で記入すること。

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ａ：決済用≫

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●

□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等　　平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回

普通交通関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
	1	ＪＲ土讃線	●●駅から○○駅まで	定期券		円	94,700円（6箇月）	15,783 1/3 円	94,700 円	Ｒ○○年　４月から　年　月まで	6 箇月	
	2					円	円（箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
	3					円	円（箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
	4					円	円（箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
								計15,783 1/3円				

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　・　km）	円	円	年　月から　年　月まで	1 箇月	

普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額

１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　箇月］	円	年　月から　年　月まで	箇月	

特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等：特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
	1					円	円（箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
	2					円	円（箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
								計　円				

１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき	20,000円 ×［　箇月］	円	年　月から　年　月まで	箇月	

決定事項	
	通勤手当の条項第１項　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由
	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 ☑第１号　□第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 □第３項

手書きで記入する

	校　長	教　頭			係
取扱者	印	印			印
認　印					

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　職・氏名　　印

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ｂ：本人交付用≫

所　属	四万十町立●●小学校	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●

□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等　　平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回

普通交通関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額		１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間			回数券その他	定期券					
	1	ＪＲ土讃線	●●駅から○○駅まで	定期券		円	94,700円（６箇月）	15,783 1/3 円	94,700 円	Ｒ○○年　４月から　年　月まで	６ 箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
	3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
	4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
								計15,783 1/3円				

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　　・　　km）	円	円	年　月から　年　月まで	１ 箇月	

普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額

１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　　箇月］	円	年　月から　年　月まで	箇月	

特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額		１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
		特別急行列車等の名称	利用区間			回数券その他	定期券					
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から　年　月まで	箇月	
								計　　円				

１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき	20,000円 ×［　　箇月］	円	年　月から　年　月まで	箇月	

決定事項	
	通勤手当の条項第１項　　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由
	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 ☑第１号　□第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 □第３項

	校　長	教　頭			係
取扱者					
認　印					

手書きで記入する

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　　職・氏名　四万十町立●●小学校長　◇◇　◇◇　印

別記
第1号様式 （第3条様式）

（記入例：兼務職員が複数校へ通勤する場合）

通　勤　届

四万十町立●●小学校長　様		勤務公署	四万十町立●●小学校 （■■中学校）
		所 在 地	高岡郡四万十町●●123番地 （高岡郡四万十町■■456番地）
住　居	四万十町●●●789番地	職員番号	●●●●●● 氏 名 ●●●● 印

勤務公署・所在地欄へは、兼務先の学校名・所在地を括弧書きで記入すること

通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき
（喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下

届出の理由 （該当するものの□にレ印を付け

□1 新規 （□異動等に伴う通勤経路又は方法
□2 住居の変更
□3 通勤経路又は方法の変更
□4 運賃等の負担額の変更
□5 その他 （　　）

□支給要件の喪失（上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。）

直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。）

事実発生年月日	令和●● 年 4 月 1 日
届出年月日	令和●● 年 4 月 7 日
受理年月日	年 月 日

通勤経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1□	自家用車	住 居 から（ 経由） ●●小学校 まで	29．2 km	30 分		円	月・水・金
2□	自家用車	住 居 から（ 経由） ■■中学校 まで	46．2 km	60 分		円	火・木
3□		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
4□			・ km	分		円	
5□			・ km	分		円	

総通勤距離	km	通勤手当決定書別紙のとおり計算するため記入なし
総所要時間	分	

※ 1週間（週休日を除き勤務日数5）のうち、
月・水・金曜日→在籍校へ出勤（通勤回数3）
火・木曜日→兼務校へ出勤（通勤回数2）
という例の場合には、別紙計算式のように
各校への認定距離から手当額を求め、週当たりの
通勤日数で按分する。按分した手当額を合算し手
当額とする。（通勤手当決定書別紙は支援室作成）

記入上の注

1 「通勤
2 「乗車
3 「左欄
4 往路
5 通勤
6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。
7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。

ス、鉄道等の別を記入する。
り回数券等の別を記入する。
枚つづりの回数券の額等乗車券に応ずる額を記入する。
る。
実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員 （※特別急行列車等利用者は記入すること。）

特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考
1		住 居 から（ 経由） まで	・ km	分	
2		から（ 経由） まで	・ km	分	
3		から（ 経由） まで	・ km	分	
4		から（ 経由） まで	・ km	分	
5		から（ 経由） まで	・ km	分	

記入上の注意
「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。

総通勤距離	km
総所要時間	分

通勤経路の略図 （朱線で経路を示す。）

電子地図使用

地図ソフトから出力できる
地図を別添する
実際の通勤経路を赤線で表示

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ａ：決済用≫

所　属	四万十町立●●小学校　（■■中学校）	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等				平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回	

普通交通関等利用者 順路	算出の基礎となる普通交通機関等 普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額 回数券その他	定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計　円				

記入無し

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　　km）	22,000 円	22,000　円	R○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号	１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額	
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき	56,200円 ×［　　箇月］		円	年　月から 年　月まで　箇月

特別急行列車等利用者 順路	算出の基礎となる特別急行列車等 特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額 回数券その他	定期券	１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
							計　円				
１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき				20,000円 ×［　　箇月］				円	年　月から 年　月まで	箇月	

決定事項					
通勤手当の条項第１項　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 □第１号　☑第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 □第３項	取扱者認印	校長 ㊞	教頭 ㊞	係 ㊞

手書きで記入する

通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

令和○○年○○月○○日　職・氏名　㊞

第２号様式（第４条関係）

通　勤　手　当　決　定　（改　定）　書

記入例　≪決定書Ｂ：本人交付用≫

所　属	四万十町立●●小学校　（■■中学校）	職員番号	●●●●●●	氏　名	●　●　　●　●
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等				平均１箇月当たりの通勤所要回数　　回	

普通交通関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等：普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出式	運賃等相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの運賃等相当額	通勤手当の額	普通交通機関等の支給の始期等	支給単位期間	備考
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	3					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	4					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				

記入無し

自動車等の額　（通勤手当に関する規則第６条の２の額）（自動車等の使用距離　　km）	22,000円	22,000　円	R○○ 年４ 月から 年　月まで	1　箇月
普通交通機関等と自動車等の併用者　規則第６条の３　□第１号　□第２号　□第３号 ／ １箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	計　円	※１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 56,200円以内のときの通勤手当額は、上記通勤手当の額の合計額		
１箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が56,200円を超えるとき ／ 56,200円 ×［　　箇月］		円	年　月から 年　月まで	箇月

特別急行列車等利用者	順路	算出の基礎となる特別急行列車等：特別急行列車等の名称	利用区間	定期券回数券その他の別	特別料金等２分の１相当額の算出式	特別料金等２分の１相当額：回数券その他	定期券	１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額	通勤手当の額	特別急行列車等の支給の始期等	支給単位期間	備考
	1					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
	2					円	円（　箇月）	円	円	年　月から 年　月まで	箇月	
								計　円				
１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるとき ／ 20,000円 ×［　　箇月］									円	年　月から 年　月まで	箇月	

決定事項						
通勤手当の条項第１項　該当・非該当 ☑　該当（□通勤手当に関する規則第５条） □　非該当 理由	手当額の決定 通勤手当の条項第２項 □第１号　☑第２号　□第３号 □地域手当の支給される地域 □育児短時間勤務職員等 （平均１箇月当たりの通勤所要回数 □規則第６条の３ □第１号　□第２号　□第３号 通勤手当の条項 □第３項	取扱者認印	校　長	教　頭		係

手当の条項及び通勤手当に関する規則に従い、上記のとおり決定する。

手書きで記入する

令和○○年○○月○○日　職・氏名　四万十町立●●小学校長　◇◇　◇◇　印

通勤手当決定書　別紙

作成日　令和〇〇年〇〇月〇〇日

所属：四万十町立●●小学校（四万十町立■■中学校）

氏名：●●●●（教諭）

【認定距離・手当額　計算式】

① 四万十町立●●小学校

29.1km　＝　16,300 円

16,300 円×3/5＝9,780 円

② 四万十町立■■中学校

44.9km　＝　24,800 円

24,800 円×2/5＝9,920 円

《認定額》

①　＋　②　＝　19,700 円

通勤届の事務処理フロー（臨時的任用教職員・会計年度任用職員用）

【職員】 届の記載・提出

- 届 1部
- 通勤経路図
- 自宅周辺詳細地図
- チェックシート

職員は写を取って保管
- 届（写）

職員の使用する電子地図はインターネットやフリーソフトでもよい。職員が届出のために測定する経路は最短でなくてもよい。

【学校】 確認⇒受理（受付印）⇒審査⇒認定

- 届 1部
- 通勤経路図
- 自宅周辺詳細地図
- 通勤手当決定（改定）書A
- チェックシート
- 認定経路図（認定に使用した電子地図）（写）

決裁用と別にもう１部作成し、校長印（公印）を押印して職員本人に交付する →
- 通勤手当決定（改定）書B
- 認定経路図（認定に使用した電子地図）
- 認定経路について（連絡文書）

届の写と、認定済（本人交付用B）の通勤手当決定（改定）書の写を町教委に提出する

【職員】 決定書受取

- 通勤手当決定（改定）書B
- 認定経路図（認定に使用した電子地図）
- 認定経路について（連絡文書）

※兼務職員が複数校へ通勤する場合には、決定書へ別紙を添付する

【町教委】 受付（受付印）

- 届（写）
- 通勤手当決定（改定）書B（写）

【県教委】 給与システム入力

- 届（写）
- 通勤手当決定（改定）書B（写）

【町教委】 学校へ※町教委では保管の必要無し

- 通勤手当決定（改定）書B（写）

【学　校】

- 通勤手当決定（改定）書B（写）

職員保管
届（写）
通勤手当決定（改定）書B
認定経路図

学校保管（◎は県教委からの送付分）
届
通勤経路図（職員測定分）
自宅周辺詳細地図
チェックシート
認定経路図（交付分写）
通勤手当決定（改定）書A〈決裁済み原本〉
◎通勤手当決定（改定）書B〈交付分写〉